資料4

1 相談体制に関する協議会での主な意見

- ○区の相談窓口には、身体障害の方の相談が多く、知的障害や精神障害の方々の相談が少ない。
- ○知的障害の人は、差別的な取り扱いをされたり、合理的配慮の不提供があっても、自らそれを認知する力が弱い方がいる。また、合理的配慮の提供を申し出ることが難しい方、不快なことがあっても「こういうことをされた」と訴えることが難しい方がいる。
- O身近な相談者が、差別に気づいてあげられる体制ができるとよい。
- 〇地域の相談支援事業所から相談事例等を吸い上げ、区の相談窓口につなぐことは考えられないか。
- ○協議会と区の相談窓口と地域の相談支援事業所等が連携し、重層的な相談体制ができるとよいのではないか。

2 実務者会議での協議

協議会での意見をもとに、差別的な取り扱いをされたり合理的配慮の不提供があっても、それを認知する力が弱く、訴えることができない方を、相談窓口につなぐ仕組み等について検討した。

- ○身近な相談者として、相談支援事業所、障害者相談員が把握した差別に関する相談を、区の窓口につなぐことは検討できないか。⇒相談員自身も迷いながら対応している。内閣府の事例集などを活用し、よい事例を発信していくことも、必要ではないか。
- ○相談事例の共有が非常に重要。区が対応した相談の内訳と対応した結果等について共有し、事例の検証をする機会を設けたい。 ⇒具体的な相談事例を蓄積し共有するため、地域の相談支援事業所向けに、障害を理由とする差別に関する相談事例に関する 調査を行う。

3 重層的な相談体制(案)

〇障害者相談員および地域の相談支援事業所に寄せられた相談から、必要に応じて区の相談窓口につなぐ仕組みを検討する。

〇年明けに予定している障害者相談員懇 談会および相談支援事業者研修会等にお いて、障害者差別解消法について、再度 周知するとともに、協力を依頼する。

